「昭島市禁煙治療費助成金交付事業のご案内」

~市民の禁煙を応援します~

昭島市では、受動喫煙を防止し、さらには市民の健康の維持及び増進を図るため、禁煙外来等で保険が適応される禁煙治療を受け、所定の治療を全て完了したかたに、費用の一部を助成します。

1 助成を受けることができるかた 20歳以上の市民

2 助成金額

1万円(助成対象者1人につき1回限りとなります) ただし、自己負担額が1万円未満の場合は、自己負担額 (100円未満を切り捨てた額)を助成します。

3 申請及び交付までの流れ

ステップ 1

- ①禁煙外来での 治療を受ける
- (12週間に渡り計5回)
- ・12週に渡り、計5回の治療を受けます。 医療機関、薬局で発行された領収書、診療明細書、調剤明細書 を保管しておいてください。



②助成金交付申請 及び請求をする (治療完了後) ・領収書、明細書を添付し、助成金交付申請書兼請求書(第1号様式)に記入し、禁煙外来の治療が完了した月の翌月から、 3か月以内に窓口へ提出します。



助成金の交付

- ・審査後、助成金を交付できるかたには、市から交付決定通知書 (第2号様式)をお送りします。
- ・交付決定後、請求に基づき助成金の支払い手続をします。 (助成金の振込みには、おおむね1ヶ月ほどかかります。)

4 申請に必要な書類

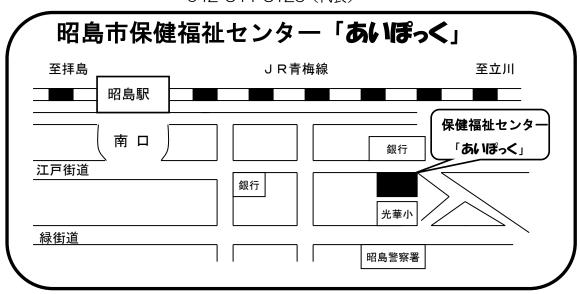
書類名	注意事項など		
① 昭島市禁煙治療費助成金交付申請書兼請求書	振込先は申請者本人の口座を正しくご記入		
市のホームページからダウンロードできます	ください。(押印をお忘れなく)		
http://www.city.akishima.lg.jp/			
② 禁煙外来に要した医療費及び薬剤費の	領収書及び明細書の原本返却希望のかたは		
領収書、明細書等原本	その旨をお知らせください。他の病気など		
	と一緒に診察をした場合、禁煙治療にかか		
	わる医療費及び薬剤費の明細が分かるもの		
	を発行していただいてください。		
③ 申請者の本人確認書類	運転免許証など		
④ 口座番号が分かるもの	通帳かカード		
⑤ 印鑑(シャチハタ不可)※1	窓口で申請書を記入する場合		

※1 申請書をご自宅でご記入し、押印した場合は不要

5 申請方法

申請は必要書類をお持ちになり、窓口までお越しください。 ※助成金交付申請書兼請求書は窓口にもご用意しております。

昭島市昭和町 4-7-1 保健福祉センター「あいぽっく」1階 昭島市保健福祉部 健康課 地域保健係 禁煙治療費助成金交付事業担当 042-544-5126(代表)



6 申請にあたっての注意事項

(1) 交付申請日に、市内に住居を有し、禁煙外来を12週に渡り計5回受診し、所定の治療過程を完了して自己負担金額を支払っている必要があります。

注意:5回受診せず、治療過程を終了していない場合は対象となりません。

- (2) 領収書、診療明細書、調剤明細書は助成金の交付申請に必要になりますので、必ず保 管しておいてください。また、原本を提出していただきますので返却を希望する場合 はその旨をお知らせください。
- (3) 治療開始日に20歳以上でないかたは、対象となりません。
- (4) 禁煙外来治療の対象は主治医の判断になります。主治医の判断に基づき保険適用による禁煙治療を受け、所定の治療を全て完了したかたが助成の対象となります。
- (5) 治療完了した月の翌月から、3か月以内が申請期間です。
- (6) 他の法令などに基づく、同種の助成などを受けているかたは対象となりません。

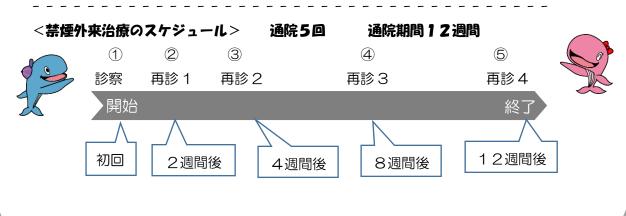
7 Q&A

NO.	質問	回答		
1	この制度は何回でも利用できるか。	いいえ。 助成金の交付申請及び請求は、対象者1 人につき1回限りです。		
2	妊娠中だが、対象となるか。	はい。 保険適用による禁煙治療を受け、所定の 治療を全て完了したかたは、助成の対象 となります。		
3	以前、禁煙外来を受診し、治療を終えて 「卒煙」した。助成金の交付申請及び請 求ができるか。	いいえ。 平成31年4月1日以降に治療が完了 し、完了月の翌月から3か月以内に申請 したかたが対象となります。		
4	禁煙外来の受診が5回未満だが、助成金 交付申請はできるか。	いいえ。 禁煙外来を12週間に渡り計5回受診 していることが条件となります。		
5	禁煙外来を5回受診したが、1万円以下 だった。助成金の交付申請はできるか。	はい。 禁煙外来を受診し、所定の治療過程を完了していれば、自己負担額(100円未満切捨て)を助成します。		
6	禁煙外来の医療機関は昭島市に限られるのか。	いいえ。 市外の医療機関で禁煙治療外来治療を 行った場合も助成の対象となります。		
7	助成金の交付申請及び請求には期限があるのか。	はい。 原則として禁煙外来での治療が完了し た月の翌月から3か月以内に交付申請 手続を行ってください。		

		1
		誤って2回申請してしまうことや、不正
		な請求を防止するため、助成金の申請に
	助成金の交付申請にあたり、医療機関か	あたっては、原本の提出をお願いしま
8	らの領収書、明細書はコピーを提出した	す。
	い。なぜ、だめなのか。	原本の返却を希望する場合は、その旨を
		お申し出ください。助成金の交付決定
		後、返却します。
		ただし、原本には交付決定済みの印等を
		押印させていただきます。
		禁煙治療のための条件等の確認後に
		① 診察
9	どんな治療をするのか。	② 呼気一酸化炭素濃度の測定
		③ 禁煙実行継続に向けてのアドバイス
		④ 禁煙補助薬の処方 など
		・ニコチンパッチ
		・バレニクリン
10	禁煙の補助薬はどんな薬があるか。	・ニコチンガム(健康保険適用外)
		など。効能、副作用については医師にご
		確認ください。

標準禁煙治療プログラム

「禁煙治療のための標準手順書」に記載されている、標準的な禁煙治療プログラムは、12週間に渡り計5回の禁煙治療を行います。まず、初回診察で患者と話し合って禁煙開始日を決定します。初回診察から、2週間後、4週間後、8週間後、12週間後の計4回、禁煙の実行継続のための治療を行います。



昭島市

引用文献:禁煙治療のための標準手順書第6版より